

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

鳥取県告示第二百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第四項後段の規定による米子市が行う米子境港都市計画事業米子駅境線加茂町沿道土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町の名称	同上の区域（平成九年九月一日現在の地番による。）
加茂町二丁目	加茂町二丁目のうち一六の一の一部、一六の一〇の一部、一二五の一部、二六の二の一部、二六の五、三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
西町	西町一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地
	久米町三三の一部、三三の三の一部、三四の一、三四の二、三五の一部、四〇の一部、四〇の七の一部、四〇の八の一部
	西町のうち一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
	加茂町二丁目二六の二の一部、二六の五、三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

- ◇告示
- 町の区域の変更（市町村振興課）
- 鳥取県青少年健全育成条例施行規則第二条の三第一項第九号に規定する施設の指定（女性青少年課）
- 土地改良区の役員の就任（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農業課）
- 土地収用法による事業の認定（管理課）
- 県道の区域の決定（道路課）
- 県道の区域の変更（（〃））
- 県道の供用の開始（（〃））
- 土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（（〃））
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の收支に関する報告書の要旨
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の收支に関する報告書の要旨
- 資金管理団体の指定の取消しの届出
- 資金管理団体の届出
- 平成九年度後期技能検定の合格者（労政能力開発課）
- 公募型指名競争入札の実施（管理課）
- 正誤

平成十年三月十七日付鳥取県公報号外第十一号中訂正

倉吉線鉄道記念館	倉吉市明治町一〇二二一七
倉吉市勤労青少年ホーム	倉吉市住吉町七七一
倉吉市営明倫体育馆	倉吉市鍛冶町一丁目二九七一一一
倉吉市立伯耆しあわせの郷	倉吉市葵町五九一
境港市境東地区学習等供用施設	境港市境西地区学習等供用施設
境港市しらざく会館	境港市上道町一九八九一五
境港市財ノ木地区学習等供用施設	境港市大正町九七一
境港市幸神地区学習等供用施設	境港市小篠津町四五〇
海とくらしの史料館	境港市財ノ木町六五六一一二
境港市民体育館	境港市幸神町一五一一一
境港第二市民体育館	境港市花町八一
境港市民温水プール	境港市中野町一九〇〇
境港市民スポーツ広場	境港市小篠津町一九
河原町総合町民運動場	境港市渡町一四一七一三
稻常スポーツ広場	境港市中野町二〇三五
八東町総合運動公園	境港市渡町一六〇
智頭温水プール	八頭郡河原町大字山手六三一一ほか
智頭勤労者体育センター	八頭郡河原町大字稻常地先
智頭町民体育館	八頭郡八東町大字徳丸五二八
智頭町総合運動場	八頭郡智頭町大字智頭一〇七〇一二
智頭町民運動場	八頭郡智頭町大字智頭一〇六八一六
あおや郷土館	八頭郡智頭町大字中田七
氣高郡青谷町大字青谷三二〇二〇	八頭郡智頭町大字智頭七二八一五

青谷町農林漁業者トレーニングセンター	青谷町農村勤労福祉センター(青谷町体育馆)
青谷町大字善田二九	青谷町民グラウンド施設
青谷町風土記録館	羽合町立町民体育馆
泊村立青少年の家	羽合町農林漁業者トレーニングセンター
泊村立青少年の家	ハワイ風土記録館
三朝町農林漁業者健康増進施設	羽合町歴史民俗資料館
竹田地区町民体育馆	泊村立青少年の家
三朝町民武道館	三朝町農林漁業者健康増進施設
三朝町営三朝陸上競技場	羽合町歴史民俗資料館
三朝町営美の田テニス場	泊村立青少年の家
閔金町B&G海洋センター(艇庫)	羽合町歴史民俗資料館
閔金町B&G海洋センター(水泳プール)	羽合町歴史民俗資料館
閔金町資料館	羽合町歴史民俗資料館
北条町歴史民俗資料館	羽合町歴史民俗資料館
北条町民芸実習館	羽合町歴史民俗資料館
北条町B&G海洋センター	羽合町歴史民俗資料館
北条町市民運動場	羽合町歴史民俗資料館
北条町勤労福祉センター	羽合町歴史民俗資料館
北条町多目的広場	羽合町歴史民俗資料館
北条海浜広場	羽合町歴史民俗資料館
氣高郡青谷町大字露谷五〇	氣高郡青谷町大字露谷五〇
氣高郡青谷町大字善田二九	氣高郡青谷町大字善田二九
氣高郡青谷町大字青谷二三五一ほか	氣高郡青谷町大字青谷二三五一ほか
東伯郡羽合町大字長瀬八三六	東伯郡羽合町大字長瀬八三六
東伯郡泊村大字久留一九一一	東伯郡羽合町大字久留一九一一
東伯郡泊村大字泊二二〇四一一	東伯郡羽合町大字泊二二〇四一一
東伯郡三朝町大字穴鴨一九一一一	東伯郡三朝町大字穴鴨一九一一一
東伯郡三朝町大字本泉四三〇	東伯郡三朝町大字本泉四三〇
東伯郡三朝町大字今西一〇六一九八五	東伯郡三朝町大字今西一〇六一九八五
東伯郡閔金町大字松河原一〇六一九八五	東伯郡閔金町大字松河原一〇六一九八五
東伯郡北条町田井四七一一	東伯郡北条町田井四七一一
東伯郡北条町田井四六一一	東伯郡北条町田井四六一一
東伯郡北条町土下一〇五	東伯郡北条町土下一〇五
東伯郡北条町国坂三八五十五	東伯郡北条町国坂三八五十五
東伯郡北条町国坂五八二	東伯郡北条町国坂五八二
東伯郡北条町田井四八八一一	東伯郡北条町田井四八八一一

蜘蛛ヶ家山山菜の里	東伯郡北条町曲二二七〇一
浦安町民プール	東伯郡東伯町大字上伊勢五四
古布庄町民プール	東伯郡東伯町大字古長一八六一九
東伯町民武道館	東伯郡東伯町大字浦安一一九
東伯町立平岩記念会館	東伯郡東伯町大字田越四八五一一
伊勢崎地区コミュニティ施設	東伯郡東伯町大字楓下二三六八一一
上郷地区コミュニティ施設	東伯郡東伯町大字大杉五四七
倉坂地区活性化施設	東伯郡東伯町大字倉坂九八一三
鉗多目的研修集会施設	東伯郡東伯町大字鉗五一七
水辺公園	東伯郡東伯町大字楓下一〇一六
聖郷運動広場	東伯郡東伯町大字鉗五一九
東伯町立逢東海岸ふれあい広場	東伯郡東伯町大字野井倉六八八一二九ほか
東伯町一向平野宮場	東伯郡東伯町大字逢束五九二
東伯町三本杉ふるさと分校	東伯郡東伯町大字三本杉一一二九一
東伯町南部ふるさと広場	東伯郡東伯町大字三本杉一一二九ほか
八橋地区農村公園	東伯郡東伯町大字八橋一〇七九
古布庄運動広場	東伯郡東伯町大字古長六七五
名和町地域休養施設	西伯郡名和町大字加茂二六六三
名和町農業者トレーニングセンター	西伯郡名和町大字名和一二四七一一

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の指名及び住所

監事 池田通夫 倉吉市下米積六〇九

平成十年三月十一日就任 任期平成十二年二月十六日まで

鳥取県告示第二百三十五号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業大内農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 平成十年三月三十日から二十二日間
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の規定により告示する。

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称
中山町

二 事業の種類
文教の森整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町赤坂字塚山、字向山、字瓦屋渡り、字後口谷、字後口山、字片平山、字ノツトメ及び字下中峯地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡中山町赤坂六六
中山町役場

鳥取県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十九号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年三月二十七日

倉吉東伯線		路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
変更後	変更前	変更別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一地先まで	一地先まで	一地先まで	東伯郡東伯町大字浦安字清重九三一 二三地先から同大字字清水元四六六一	七・〇 二一・〇	六八二・〇
東伯郡東伯町大字下伊勢字荒神下モ 五八一一一地先から同町大字浦安字 北市場四〇八一六地先まで	東伯郡東伯町大字下伊勢字荒神下モ 五八一一一地先から同町大字浦安字 北市場四〇八一六地先まで	一六・〇 三五・八	三四〇・〇		
一六・〇 三九・五	七〇七・〇				

長江羽合線		東郷羽合線		倉吉江北線		変更前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	町二丁目六一一二地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正
東伯郡羽合町大字長瀬字南和乱田二 九〇一一地先から同町大字久留字河原田 原田二〇一六地先まで	二〇一六地先	東伯郡羽合町大字長瀬字南和乱田二 九〇一一地先から同町大字久留字河原田 原田二〇一六地先まで	一地先から同町大字久留字河原田 下後四二一六地先まで	東伯郡東郷町大字宮内字小長谷二三 七一一地先から同大字字狐塚三一五 地先まで	東伯郡東郷町大字宮内字コキトノ二 一三一一地先から同大字字出雲山四 四九一一地先まで	東伯郡東郷町大字宮内字コキトノ二 一三一一地先から同大字字出雲山四 四九一一地先まで	倉吉市福吉町一三八一一四地先から 同市大正町二丁目六一一二地先まで
九・〇一 三五・〇	一六・一 三五・〇	五・〇 三二・〇	四・五 九・五	七・〇 三八・〇	四・〇 一〇・〇	一一・〇 三一・〇	一二・〇 一八・五
八四七・〇	八一三・〇	六九一・〇	二二一・〇	三八八・〇	四八八・〇	三八八・〇	三八八・〇

鳥取県告示第二百三十九号		三朝温泉木地山線		亀谷北条線		変更前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	東伯郡大栄町大字原字北佃五一五 二地先から同郡北条町曲字井尻四八 三地先まで	
一地先から同字二一八一四地先まで 家廻二五一地先まで	一地先から同字二一八一四地先まで 家廻二五一地先まで	東伯郡三朝町大字西小鹿字井戸尻一 五八五一地先から同町大字高橋字 家廻二五一地先まで	東伯郡三朝町大字西小鹿字井戸尻一 五八五一地先から同町大字高橋字 家廻二五一地先まで	東伯郡大栄町大字原字門戸二二一六 地先から同郡北条町曲字尺半五八六 地先まで	東伯郡大栄町大字原字門戸二二一六 地先から同郡北条町曲字尺半五八六 地先まで	一〇・〇 二二・〇	一〇・〇 二二・〇
六・〇 九・〇	四〇・〇	一八三・〇	二二三・〇	五五〇・八 二二・八	五五〇・八 二二・八	五・八 二五・六	五・八 二五・六
七一・〇				二九一・三 一、五五三・四	二九一・三 一、五五三・四	五・〇 三三・〇	五・〇 三三・〇

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次とおり
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成十年三月二十七日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町
一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
倉吉東伯線	東伯郡東伯町大字浦安字清重九三一三三地先から同町大字下伊勢字荒神下モ五八一一地先まで	平成十年三月三十一日
倉吉江北線	東伯郡東伯町大字浦安字北市場四〇八一六地先から同町大字字清水元四六六一一地先まで	
倉吉市福吉町	先から同大字字清水元四六六一一地先まで	
東伯郡東伯町大字宮内字コキトノ二二三一	東伯郡東伯町大字原字北佃五一五一二地先から同郡北条町曲字井尻四八三地先まで	
東郷羽合線	地先から同大字字出雲山四四九一一地先まで	
東伯郡東郷町大字宮内字小長谷二三七一一地	東伯郡東郷町大字原字北佃五一五一二地先から同郡北条町曲字井尻四八三地先まで	
東伯郡大栄町大字原字北佃五一五一二地先から同郡北条町曲字井尻四八三地先まで	東伯郡大栄町大字原字北佃五一五一二地先から同郡北条町曲字井尻四八三地先まで	
亀谷北条線	字七八九地先まで	
東伯郡北条町曲字尺半五八六地先から同地先まで	東伯郡北条町曲字尺半五八六地先から同地先まで	
倉吉市富海字青木七一五一一地先から同市下まで	先から同町大字高橋字家廻二二五一一地先まで	
大江字大畠二五〇地先まで	大江字大畠二五〇地先まで	

鳥取県告示第二百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画事業米子駅境線賀茂町沿道土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画公園 二・二・六号関金三号公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

名桜会	維新政党・新風 鳥取県本部	中部青年政経会	中部女性ピュア ーの会	田村耕太郎政策 研究会	鳥取県住宅建築 同友会	田村耕太郎後援 会	石井 信儀	尾崎 明雄	尾坂 功	中島 保	主たる事務所の所在地	年月日	届出	備考
田宮 義徳	前田 一可	前田 六仁	田村 閑美	田村耕太郎	鳥取市西町二丁目一〇二 西町フロインドビル内	鳥取市職人町二六	鳥取市西町二丁目一〇二 西町フロインドビル内	平成十年二月十日	平成十年二月十三日	平成十年二月十三日	その他の政治団体			
九 西伯郡名和町大字小竹七〇	三 気高郡青谷町大字河原二八	倉吉市南昭和町五九	倉吉市上井町二丁目四一 四アゲイビル一階	ク	日 平成十年二月十七日	ク	日 平成十年二月十三日	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
七日 平成十年二月二十日	六日 平成十年二月二十日													
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

山田 弘政策研究会	山田 弘	谷口 稔	鳥取市元町四二八一二	平成十年三月二日
大興会	大櫃 興紀	松浦 保之	米子市長砂町五八二一六	平成十年三月十二日
藤繩喜和とつと り政策研究会	藤繩 喜和	森下 哲也	西村 稔	平成十年三月十二日
ふじなわ喜和後 援会	坂本 益夫	坂本 益夫	鳥取市湖山町北四丁目八一	平成十年三月十二日
ク	ク	ク	ク	ク

全国たばこ耕作者政 治連盟鳥取県支部	森田智後援会	田中英教後援会	〃	日本行政書士政治 連盟鳥取県支部	宮本幸美後援会	澤田俊大後援会	鳥取県土地改良 政治連盟	自由民主党東郷町 支部	日本共産党鳥取県 西部地区委員会	〃	〃	会計責任者の氏名	会計責任者	代表者の氏名
代表者の氏名	氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	〃	〃	氏名	会計責任者の氏名	会計責任者	〃	会計責任者	氏名	会計責任者	代表者の氏名
安田 明功	森田 幸喜	松田 博行	杉本 寛次	松浪 弘	宮脇 昇児	澤田 哲郎	谷澤 英一	寺地 章行	水津 岩男	鷺見 節夫	山田 博史	鎌谷 収	山田 博史	山田 博史
奥田 一憲	谷田 和男	西村 義広	高岡 繁	本池 卓義	畠山 武	澤田 一美	前田 幸雄	上治 尚司	鷺見 節夫	保田 睦美	藤田 義彦	山田 博史	山田 博史	山田 博史
月十九日 平成十年三	月十三日 平成十年三	月十二日 平成十年三	月十二日 平成十年三	三月十日 平成十年	平成十年	平成十年二 月二十六日	平成十年二 月十日	平成十年三 月十九日	平成十年三 月十三日	平成十年三 月十三日	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	政治団体	その他の 団体	〃	〃	〃	〃	〃	〃

ふじなわ喜和後	主たる事務所
援会	鳥取市湖山町東
会	鳥取市湖山町北
村田かずみ後援	二丁目五一四
氏名	四丁目八一二
会計責任者の	村田 真弓
村田 石松	村田 石松
ク	ク
ク	ク

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、
政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、
その要旨の次のとおり公表する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口 欣一

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号		鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号									
ふじなわ喜和後 援会	主たる事務所 の所在地	鳥取市湖山町東	鳥取市湖山町北	〃	〃	鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号	政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、 政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、 その要旨の次のとおり公表する。				
村田かずみ後援 会	会計責任者の 氏名	村田 真弓	村田 石松	〃	〃	平成十年三月一十七日	政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、 政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、 その要旨の次のとおり公表する。				
鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅						鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅	政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、 政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、 その要旨の次のとおり公表する。				
政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日	備考	政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日	備考
自由民主党鳥取 県地方行政支部	浜崎芳宏	岡本善徳	鳥取市八坂二〇五	平成十年 三月十日	政党の 支部	自由民主党鳥取 県地方行政支部	浜崎芳宏	岡本善徳	鳥取市八坂二〇五	平成十年 三月十日	政党の 支部
新進党を育てる 会	亀尾孝繼	秦伊知郎	西伯郡西伯町大字福成六〇九	平成十年 二月十二 日	その他の 政治 団体	新進党を育てる 会	亀尾孝繼	秦伊知郎	西伯郡西伯町大字福成六〇九	平成十年 二月十二 日	その他の 政治 団体
西田春政後援会	西田 清	中山義秋	八頭郡河原町大字曳田一〇一	〃	〃	西田春政後援会	西田 清	中山義秋	八頭郡河原町大字曳田一〇一	〃	〃
本高親雄後援会	本高親雄	森田廣実	日野郡江府町大字江尾一九二一	〃	〃	本高親雄後援会	本高親雄	森田廣実	日野郡江府町大字江尾一九二一	〃	〃
岡本善徳後援会	西尾必溥	岡本徹也	鳥取市八坂一〇五	平成十年 三月十日	〃	岡本善徳後援会	西尾必溥	岡本徹也	鳥取市八坂一〇五	平成十年 三月十日	〃
松浦さやめ鳥取 県後援会	浜崎芳宏	岡本善徳	〃	〃	〃	松浦さやめ鳥取 県後援会	浜崎芳宏	岡本善徳	〃	〃	〃
町民の会	鐵本政利	金元麻雄	東伯郡閲金町大字安歩二〇一	平成十年 三月十八 日	〃	町民の会	鐵本政利	金元麻雄	東伯郡閲金町大字安歩二〇一	平成十年 三月十八 日	〃
政治団体の名称	大和塾鳥取県本部	0円	0円	0円	0円	政治団体の名称	大和塾鳥取県本部	0円	0円	0円	0円
報告年月日	平成10年3月19日	0円	0円	0円	0円	報告年月日	平成10年3月19日	0円	0円	0円	0円
収入・支出の総額	0円	0円	0円	0円	0円	収入・支出の総額	0円	0円	0円	0円	0円
1 収入総額	0円	0円	0円	0円	0円	1 収入総額	0円	0円	0円	0円	0円
2 支出総額	0円	0円	0円	0円	0円	2 支出総額	0円	0円	0円	0円	0円
報告年月日	平成10年3月18日	0円	0円	0円	0円	報告年月日	平成10年3月18日	0円	0円	0円	0円
収入・支出の総額	0円	0円	0円	0円	0円	収入・支出の総額	0円	0円	0円	0円	0円
1 収入総額	0円	0円	0円	0円	0円	1 収入総額	0円	0円	0円	0円	0円
2 支出総額	0円	0円	0円	0円	0円	2 支出総額	0円	0円	0円	0円	0円
政治団体の名称	松清塾鳥取県本部	0円	0円	0円	0円	政治団体の名称	松清塾鳥取県本部	0円	0円	0円	0円

鳥取県選舉管理係監査報告書|平成10年1月1日印

政治資金規正法(昭和31年法律第94号)第17条第1項の規定に據へ
政治団体の収支に關する報告書の提出をあつたるも、回送第10条第1項の規定によ
るの趣旨を次のとおなべる様ある。

平成十年二月一十七日

鳥取県選舉管理係監査報告書

監査

辯 心 県 取 鳥

	交付金に係る支出	0円)	1 収入総額	0円
			2 支出総額	0円
政治団体の名称	新進党を育てる会		政治団体の名称	松浦いさお鳥取県後援会
報告年月日	平成10年2月19日	(平成10年1月31日解散)	報告年月日	平成10年3月10日
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円	
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円	
政治団体の名称	本高親雄後援会		政治団体の名称	自由民主党鳥取県地方行政支部
資金管理団体の届出をした者の氏名	本高親雄		資金管理団体の届出をした者の氏名	江府町議会議員
報告年月日	平成10年2月26日	(平成10年1月31日解散)	報告年月日	平成10年3月10日
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円	
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円	
○その他の政治団体	[寄附の内訳]		○その他の政治団体	岡本善徳後援会
期間	平成9年1月1日～同年12月31日		期間	平成10年1月1日～同年2月7日
政治団体の名称	グループ「自由の風」		政治団体の名称	グループ「自由の風」
報告年月日	平成10年2月4日		報告年月日	平成10年3月10日
(平成10年2月7日解散)			(平成10年3月10日解散)	
1 収入・支出の総額	(うち本部又は支部に対して供与した)	収入・支出の総額		

平成10年3月27日

第6963号

12	報告年月日 平成10年2月12日 (平成10年2月7日解散)	(平成10年1月31日解散)	期間 平成10年1月1日～同年3月10日	報告年月日 平成10年3月18日 (平成9年12月31日解散)
1	収入・支出の総額	収入・支出の総額	政治団体の名称 松浦いさお鳥取県後援会	収入・支出の総額
(1)	収入総額 イ 前年総額 イ 本年収入額	1 収入総額 1,418円 919円 499円	1 収入総額 0円	1 収入総額 0円
(2)	支出総額	2 支出総額 1,418円 0円	2 支出総額 0円	2 支出総額 0円
2	収入・支出の内訳	期間 平成10年1月1日～同月31日	報告年月日 平成10年3月10日 (平成10年3月10日解散)	報告年月日 平成10年3月18日 (平成9年12月31日解散)
(1)	収入の内訳	政治団体の名称 本高親雄後援会	収入・支出の総額	収入・支出の総額
	寄附 (内訳別掲)	資金管理団体の届出をした者の氏名 本高親雄	1 収入総額 0円	1 収入総額 0円
	個人からの寄附	資金管理団体の届出に係る公職の種類 江府町議会議員	2 支出総額 0円	2 支出総額 0円
	合 計	499円	◎その他の政治団体	◎その他の政治団体
	[寄附の内訳]	報告年月日 平成10年2月26日 (平成10年1月31日解散)	期間 平成9年1月1日～同年12月31日	期間 平成9年1月1日～同年12月31日
	個人からの寄附	収入・支出の総額	政治団体の名称 西田春政後援会	政治団体の名称 西田春政後援会
	その他	1 収入総額 499円 0円	報告年月日 平成10年2月26日 (平成9年12月31日解散)	報告年月日 平成10年2月26日 (平成9年12月31日解散)
	(2) 支出の内訳	2 支出総額 0円	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
	政治活動費	0円	(1) 収入総額 4,184円 4,178円 6円 0円	(1) 収入総額 4,184円 4,178円 6円 0円
	その他の経費	1,418円	ア 前年総額 イ 本年収入額	ア 前年総額 イ 本年収入額
	合 計	1,418円	(2) 支出総額 0円	(2) 支出総額 0円
	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	2 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入	2 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入
	平成10年1月1日～同年1月31日	報告年月日 平成10年3月10日 (平成10年3月10日解散)	合 計 6円	合 計 6円
	政治団体の名称 新進党を育てる会	収入・支出の総額	政治団体の名称 町民の会	政治団体の名称 町民の会
	報告年月日 平成10年2月26日	1 収入総額 0円	2 支出総額 0円	2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第一一三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第一項の規定に基つき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の一第一項の規定により告示する。

平成十年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

平成十年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

資金管理団体の届出をした者の方名	公職の種類	資 金 管 理 团 体		届 出 年 月 日
		名 称	主たる事務所の所在地	
田村耕太郎	参議院議員	田村耕太郎政 策研究会	鳥取市職人町一 六	平成十年二月十三 日
田村 閑美	県議会議員	中部女性ピュ アーノ会	倉吉市上井町一 丁目四一—四 アゲイビル一階	平成十年二月十七 日
前田 六仁	衆議院議員	中部青年政經 会	倉吉市南昭和町 五九	平成十年二月十七 日
山田 弘	鳥取市長	山田弘政策研 究会	鳥取市元町四二 八一二	平成十年二月二十一 日
大橋 興紀	米子市議会 議員	大興会	米子市長砂町五 八二一六	平成十年二月二十一 日
藤繩 喜和	鳥取市議会 議員	とり政策研究 会	鳥取市湖山町北 四丁目八一一	藤原 喜和 〃

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の方名	公職の種類	指 定 を 取 り 消 し た 团 体		届 出 年 月 日
		名 称	主たる事務所の所在地	
本高 親雄	江府町議會 議員	本高親雄後援 会	日野郡江府町大 字江尾一九二三	平成十年二月二十 六日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成9年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成10年3月27日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 特級技能検定合格者
金属プレス加工

平成10年3月27日 金曜日 鳥取県公報

富田広行
機械保全
板倉一仁
1級技能検定合格者

冷凍空氣調和機器施工作業
田中慎祐
紳士服製造
紳士服製服型紙製作作業

锻造

プレス型鍛造作業

簡本敦

ロープ加工

二 加工作業

機械檢本
富田一

機械検査作業

松田俊

機械保全

機械系保全作業

小潤道

電氣系保全作業

内田隆

山崎裕

油圧装置調整

植原敏

整備機械業

農業機械整備作業
齊木敏明 剤田喜代志
冷凍空氣調和機器施工

中原 康彦	配管
建築配管作業	
坂口 明	伸良
中島 良	尾茂
松尾 肇	志
伊藤 譲	章太郎
橋本 伸夫	秀樹
林	
型枠施工	
型枠工事作業	
中原 真一郎	
鉄筋施工	
平田 照憲	玉島
松本 和博	西尾
山崎 務介	高橋
	斎谷
	口
男	光道
訓夫	秋則
中村 俊明	浩
内田 明	
牧内	
森田 俊一	
富山 敬一	
山村 滋賀	
中村 俊治	
内田 明	
牧内	
森田 俊一	
富山 敬一	
山村 滋賀	

群公県取

真野 学	松井 計	一橋 利	丸瀬貴実	古橋誠司	加藤晃久
須沢 明史	佐藤 博己	斉藤知伸	金型製作		
木村 弘治	森田 憲一	北口 英雄			
角田 敏人	矢畠 守				
防水施工					
アスファルト防水工事作業					
宮本 吉隆					
合成ゴム系シート防水工事作業					
永見 宏伸					
塩化ビニル系シート防水工事作業					
安本 美由紀	吉川 英樹	岩山 克己			
機械・プラント製図					
機械製図作業					
松田 俊己					
塗装					
鋼橋塗工作業					
忠岡 明足	立木 青木	岩本 通孝	井上 栄敬	河野篤彦	澤勝
森田 和志	木青	木通孝	木通孝	篠原洋一	河野篤彦
水野 吉昭	岩本 通孝	岩本 通孝	井上 栄敬	澤勝	荒木 勝彦
原田 康幸					
3 2級技能検定合格者					
さく井					
ロータリー式さく井工事作業					
仁木 浩九	海老名 內海悟				
鍛造					
ハンマ型鍛造作業					
山本 久雄					
空気圧装置組立て					
空気圧装置組立て作業					
太田 照久					
農業機械整備					

防水施工

合成ゴム系シート防水工事作業

小原大幸

ガラス施工

ガラス工事作業

市田祐二 三浦敏実 斎木強司

家根竜一郎

機械・プラント製図

機械製図作業

池上毅 牧田浩司 大溢勝

真島恒雄 川合弘志

3級技能検定合格者

テクニカルイラストレーション作業

内田美穂 木田敏 谷永栄治

林正和 本田和徳 森田歩

横山正弘

4 単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

秋田忠克

樹脂接着剤注入施工

エポキシ樹脂注入工事作業

吉岡純一 下村賢治 牧田克也

原田康幸

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年3月27日

鳥取県知事 西尾邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 県立鳥取養護学校特別教室棟増築他工事 (建築)

(2) 工事場所 鳥取市江津

(3) 工事内容

ア 本件工事は、県立鳥取養護学校の特別教室棟の増築(既存棟の改修を含む。)をするものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 構造等

(ア) 特別教室棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建

(イ) その他既存棟内部の一部改修

イ 面積 建築面積 約1,092m²述べ床面積 約1,767m²

(5) 工期 平成10年5月から平成11年3月10日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者
技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

日曜金 3月27日 平成10年3月27日

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。
- (4) 本県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものと有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。
- (6) 平成10年3月27日（金）から同年5月12日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていること。
- (7) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準すべてを満たす管理技術者を本件工事に専任で配置できること。
- ア 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。
- イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一般）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。
- (2) 平成10年3月27日（金）から同年4月8日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所
鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

- (2) 技術資料等の提出
本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。
ア 提出期間及び時間
(1)のアに同じ。

イ 提出場所
(1)のイに同じ。

- ウ 提出方法
持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
する。

正

誤

誤

正

平成十年二月十七日付鳥取県公報号外第十二号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。
一
上
後ろから十
鳥取県告示第百八十三号
上
一
鳥取県告示第百八十四号
一
鳥取県告示第百八十七号